

連休を有意義に過ごすために

いよいよ春の大型連休の時期がやってきます。新学期が始まって約1ヶ月、生徒の皆さんは希望と不安の中、新たな学校生活を一生懸命送ってきたことと思います。連休後には、修学旅行や校外学習、中間テスト、部活動の総体など、大きな行事が数多く控えています。この連休を、ちょっと一息ついて疲れた体や心を休め、これからの学校生活に備えるための充電の機会と捉え、有意義に過ごしてほしいと思います。

連休の過ごし方として、生徒の皆さんに絶対に守ってほしいこと、それは、「安全」と「安心」（「体」と「心」の健康）です。勉強するにしても、部活動に取り組むにしても、家族や友人と過ごす時間を楽しむにしても、「安全」と「安心」なくしてはあり得ません。何事にも代え難い「命」を守り、心身共に充実した生活を送るために、以下のことを心がけて行動するよう、ご家庭でもお子様の姿をしっかりと見守ってくださいますよう、よろしく願いいたします。何かお気付きの点がございましたら、連休中でも学校や担任までご連絡ください。

○ 規則正しい生活

※ 早寝、早起き、朝ご飯、継続的な学習時間の確保を実践する

○ 交通安全

※ 交通ルール・正しい自転車の乗り方を守る
（信号無視、飛び出し、2人乗り、蛇行運転、並進走行などをしない）
（自転車に乗る場合は、登下校中でなくても必ずヘルメットを着用する）

○ 適切な服装や頭髪の励行

※ プライベートでも中学生として常識的な身だしなみを心がける
（派手な服装をしない、髪の毛を染めない、眉をいじらない）

○ 犯罪行為や犯罪に巻き込まれるような行為は厳禁

※ 飲酒、喫煙、万引き、夜間徘徊などを絶対にしない
（加害者にも被害者にもならない）



○ インターネットやメール、ラインなどの適切で正しい利用

※ 携帯電話やスマートフォン、パソコンへの依存に注意する

○ 金銭の取り扱い注意

※ ゲームセンター（16歳未満は午後6時以降入店禁止）、カラオケ（18歳未満は午後11時以降入室禁止）、ショッピングモールなどには未成年だけでは絶対に行かない→『茨城県青少年の健全育成等に関する条例』に定められています。

※ 保護者が一緒でも、未成年は午後11時～午前4時までは外出禁止です。

※ 児童・生徒が金銭強要・恐喝や（性的なものも含めて）暴行を受けたりする事件が多発しているそうです）

○ 夜間外出及び外泊の禁止

※ 未成年だけで行動しない

○ 危険な遊びの回避

※ 火や水に関わる遊びに十分注意する

○ 不審者への対応

※ 知らない人物に関わらない、危険が迫ったらすぐに逃げる